

立川市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定による。

立川市組織条例の一部を改正する条例

立川市組織条例（昭和42年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------------|------------------------|
| (分掌事務) | (分掌事務) |
| 第2条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。 | 第2条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。 |
| 市長公室 略..... | 市長公室 略..... |
| 政策財務部 略..... | 政策財務部 略..... |
| 行政管理部 略..... | 行政管理部 略..... |
| 危機管理対策室 | 危機管理対策室 |
| (1)～(3) 略..... | (1)～(3) 略..... |
| <u>(4) 子どものいじめ防止に関すること。</u> | |
| 子ども家庭部 略..... | 子ども家庭部 略..... |
| 保健医療部 略..... | 保健医療部 略..... |
| 福祉部 略..... | 福祉部 略..... |
| 環境資源循環部 略..... | 環境資源循環部 略..... |
| 都市整備部 略..... | 都市整備部 略..... |
| 産業まちづくり部 略..... | 産業まちづくり部 略..... |
| 市民部 略..... | 市民部 略..... |
| 文化スポーツ部 略..... | 文化スポーツ部 略..... |
| 公営競技事業部 略..... | 公営競技事業部 略..... |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。